

第1回指宿市史編さん委員会 会議録

■開催日時

令和6年2月14日（水） 14時30分開会
16時30分閉会

■開催場所

指宿市役所 北側別館 2階講堂

■出席者

委員長：打越 あかし

副委員長：松下 尚明

委員：永山 修一，岩本 一宏，坂上 次喜，坂元 一博，紺屋 聖一，
下吹越 かおる

■欠席者

委員：吉元 鈴代

■会議に出席した事務局職員及び委託業者

総務課長兼市史編さん室長	濱上 和也
総務課市史編さん室市史編さん係長	上村 真史
株式会社ぎょうせい九州支社 出版営業課係長	鈴木 理

■会議次第

- 1 開会
- 2 委員・事務局の紹介及び市史編さん事業体制について
- 3 議題
 - (1) 副委員長の互選について
 - (2) 指宿市史の編さん方針について

(3) 刊行計画について

4 連絡事項

5 閉会

■会議要旨

1 開会

(事務局 上村)

ただいまから、第1回指宿市史編さん委員会を開催いたします。

2 委員・事務局の紹介及び市史編さん事業体制について

(事務局 上村)

会議次第2委員・事務局の紹介及び市史編さん事業体制について説明を行います。

まず、委員及び事務局の紹介をさせていただきます。

資料1をご覧ください。また、委員の選出区分につきましては、資料2指宿市史編さん委員会等設置要綱第3条に基づき選出させていただいております。

それでは、本日まで出席の委員をご紹介します。

打越あかし指宿市長です。本委員会の委員長を努めます。

次に、永山修一先生です。永山先生は、ラ・サール学園、鹿児島大学、鹿児島国際大学の非常勤講師をされており、学識経験を有するものとして委嘱させていただいております。

次に、地域住民の代表者として、市自治公民館連絡協議会からご推薦いただきました。

まず、指宿地域から岩本一宏宮ヶ浜地区自治会長です。

次に、山川地域から松下尚明大山区長です。

次に、開聞地域から坂上次喜上野区長です。

次に、市の職員の中から、坂元一博総務部長です。

次に、紺屋聖一教育部長です。

次に、市史編さんには図書館のご協力が欠かせないことから、その他市長が適当と認める者として、委嘱させていただきました。

下吹越かおる指宿図書館長です。

また、本日は、公務のため欠席されておりますが、吉元鈴代教育長も委員に含まれます。

吉元教育長を含めた9名が、指宿市史編さん委員会のメンバーとなります。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

次に、事務局の紹介に移ります。

まず、濱上和也市史編さん室長です。

そして、私が、担当の上村真史と申します。

最後に、今回の市史編さん事業では、市史編さんの準備業務のコンサルティングを業務委託しております。

株式会社ぎょうせいの鈴木理出版営業課係長です。

以上で、委員・事務局の紹介を終わります。

次に、市史編さん事業体制の説明を行います。前方のスクリーン及び資料3をご覧ください。

資料3は、これから編さんする新たな指宿市史の編さん体系図になります。

資料2の指宿市史編さん委員会等設置要綱を分かりやすくするため、体系図といたしました。

まず、編さんは、ローマ数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲでお示しのとおり、Ⅰ指宿市史編さん委員会、Ⅱ編集委員会、Ⅲ編集専門部会と3つの会を作り、それぞれに役割を分担し、編さんを進めていきます。

それでは、それぞれの会のメンバー構成と主な役割について説明いたします。

Ⅰの指宿市史編さん委員会は、この編さん事業の最上位組織となります。

メンバーは、資料2の指宿市史編さん委員会等設置要綱第3条に基づき、市長、教育長をはじめ、学識経験者、地域住民の代表者、市の職員、その他市長が適当と認めるものから選出されます。

主な役割は、要綱第2条のとおり、市史編さん方針及び刊行計画に関することとその他市史編さんに関し必要な事項となっております。

市史編さん方針及び刊行計画に関することについては、例を挙げてみました。

どのような方針で編さんを進めるか、どのような構成にするか、専門書的にするか、読み物的にするか、どちらよりにするか、こんなことを掲載したほうがいい、どのようなスケジュールで発行していくかなど、編さんに関する大きな柱について審議することを想定しており、今後の編さん委員会において話し合いをしながら進めていくことになります。

次はⅡの編集委員会です。編集委員会は、要綱の第7条に当たります。

メンバーは、市史を構成する各分野の編集専門部会のリーダーで構成します。

各分野の編集専門部会というのは、次のⅢ編集専門部会のことになります。

編集委員会の主な役割は、資料収集、調査研究、原稿執筆、専門部間の調整、ページ配分の調整などを行います。この編集委員会は、年4回の開催を想定しています。

最後にⅢ、編集専門部会になりますが、この会は、資料2要綱の第8条に当たり、メンバーは、市史を構成する各分野の専門的な知識を有するもので構成します。

主な役割については、資料収集、調査研究、原稿執筆になります。リーダーが中心となり、専門分野ごとに必要に応じて会を開くことになります。

分野の構成については、例として「自然」、「先史」、「古代」、「中世」、「近代」、「現代」、「特論」と挙げておりますが、ここにつきましては、今後の編さん委員会により、必要な部会が結成されていくものと考えております。

以上で説明を終わります。

(事務局 上村)

何かご不明な点等ございませんでしょうか。

(松下委員)

第6条第5項に「会長」とあるが、誤りではないか。

(事務局 上村)

「委員長」の誤りでございます。修正させていただきます。

(松下委員)

修正したものを，配布していただきたい。

(事務局 上村)

そのようにさせていただきます。

(松下委員)

第4条任期について、「当該市史編さん事業が終了するまで」というのは，概ね5年との解釈でよいか。

(事務局 上村)

そのように解釈していただければと思います。

(松下委員)

一番問題なのは，内容をどういうものにするかというところである。つまり，説明があったように専門的なものにするのか，読み物的にするのか，あるいは，どちらよりにするかという，ここは極めて重要なポイントとなる。

私が読んでも，先史時代というのは，山川，指宿，開聞どれを読んでもさっぱりイメージが湧かない。考古学の水準というのはそうなんだろうけれども，大昔の指宿地域を知ろうとしても，その文章ではイメージが湧かない。そのような文章でいいのかということが，今回指宿市史を作る場合も大きく問われてくるだろうと思う。だから，読み物風にせよとは言わないが，あまりにも学術的であれば誰も読まない。そういう問題があると私は思う。

学者の方々は，そのような問題意識はないかもしれないが，私達のように，地域で暮らし，地域おこしをしようとする者にとっては，極めて重要なことである。そのような配慮をどのように私達がするか，これはみんなで議論しなければなら

ない。そういう見解を持つ先生にお願いをしなければならないだろう。ただ学術的に優れているからだけではちょっと問題がある，と私は考えます。

（事務局 上村）

その辺のことにつきましては，早い段階，次回の委員会開催は7月を考えているところですが，事務局も職員体制を整えまして，そこで大まかにこのような形のものをつくりたいという考えをまとめ，委員の皆様にお示し，協議していただきたいと考えております。

（事務局 上村）

よろしいでしょうか。

ほかに何かございませんでしょうか。

ないようですので，会議次第3の議題に入らせていただきます。

会の進行は，要綱の第6条第3項により委員長であります市長が行います。

市長よろしくお願いいたします。

3 議題

（議長（委員長））

それでは，協議に入ります。

本日は，会議次第のとおり，三つの議題が準備されております。各議題の順番どおりに協議を進めてまいりたいと思います。

まず，議案第1副委員長の互選についてです。

副委員長については，指宿市史編さん委員会等設置要綱第5条第2項に基づき，委員の互選により設置することとなっております。

どなたかご推挙される方がおられましたらお願いいたします。

（議長（委員長））

各委員のほうから特にはございませんか。事務局のほうは何か意見がありますか。

(事務局 濱上室長)

事務局といたしましては、指宿市史編さんに伴うものでございますので、できれば地域の代表の方から、ご選出頂ければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(議長 (委員長))

事務局からは、指宿市史の編さんに関する事なので、地域代表の方が副委員長を務めていただければという希望を述べましたけれども、今日は地域選出の代表ということで、3名の方が出席いただいておりますが、我こそは、又は推薦という形があればお願いいたします。

(松下委員を推挙する声あり)

(議長 (委員長))

ただいま、松下委員を推挙する声がありました。皆様どうでしょうか。

本人に異論がなければ、松下尚明委員に副委員長をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(賛成の声あり)

(議長 (委員長))

異論はないようですので、どうぞひとつよろしくお願いいたします。

(議長 (委員長))

それでは、次に議題2の指宿市史の編さん方針案について、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局 上村)

それでは、指宿市史編さん基本方針案についてご説明をいたします。資料の4になります。読み上げる形で補足をしながら、ご説明させていただきます。

まず、1 ページをご覧ください。

1 趣旨・目的です。この基本方針は、指宿市史の編さんにあたり、編さんの方向性を示すとともに、長期にわたる計画の礎とするために策定するものである。

これまで、市の史実の記録としては、指宿市誌、山川町史、開聞町郷土誌があるが、いずれも制作から年月が経過していることから、最新の学術的知見で見直すとともに、掲載されていない特に平成以降の記述についてまとめ、残しておくことが急務となっている。

また、散逸されがちな史資料の紛失・消失を防ぐためにも、今回の市史編さん事業を通し、収集・整理・保存を行い管理・継承していくことが必要である。

このような背景を踏まえ、本市の歴史や社会の変遷を後世へ引き継ぎ、更なる本市の発展に資するため、新たな指宿市史を編さんする。となっております。

次に1号から5号を設け、当事業の目的をさらに掘り下げて書いてあります。

1号、（旧）指宿市・山川町・開聞町の合併により拡大された本市域を基本としながらも、周辺地域の歴史を明らかにし、我が国における指宿市の歴史的・文化的な位置を明確にする。

2号、市史の編さんを市民協働の事業と位置づけ、市民の本市に対する理解を深め、郷土に対する愛着、誇りを醸成する契機とし、市政の発展と文化の向上に資するものとする。

3号、市史編さん事業により、本市に関する歴史的・文化的価値のある史資料を、市民共有の財産として後世に継承するため、史資料の収集・保存・保管を行うものとする。

4号、市の歴史的変遷を史資料に基づき、学術的に記述し、後世に継承するものとする。

5号、市史編さん事業での成果を学校教育・社会教育に活かし、地域学習にも貢献するものとする。としております。

次のページをご覧ください。

次は、2事業方針です。ここでは1号から5号を設け、編さん事業の方針につ

いて書いてあります。

1号、これまでの市内外の諸研究・史資料を参考にし、各学問分野におけるの最新成果を盛り込み、正史と位置づけられる市史を編さんする。

2号、市民協働の編さん事業であることから、史資料については、市内・市外から幅広く収集し、必要に応じて調査を行う。

これにつきましては、来年度、市ホームページや広報紙等を活用し、幅広く呼びかけを行い、昔の広報紙や歴史的な資料など、ご家庭などに眠っているものがないか調査していこうと考えております。

次に、3号、収集した史資料は、適正な保存・保管を行い、市史編さん業務以外での活用を行えるようにする。

4号、写真や図版を多く使用したり、フルカラーで作成することにより、広く市民に親しまれる市史を編さんする。

5号、記述内容は、偏りがなく、史資料に基づく史実に立脚した公正・中立的なものとし、高い水準を保つため、学術的な観点からの検証も加えることとする。としております。

次に、3刊行計画です。

1号、市史は、通史編、史料編の2編構成とする。

2号、編さん期間は、令和6年度から令和10年度の5年間とする。とあります。刊行計画は、後ほど資料5でご説明いたします。

次に、4刊行物の体裁・発行部数です。

1号、判型は、A4判です。

2号、製本は、上製本とします。上製本とは、このような厚い表紙で本文をくるんで製本されたものになります。

3号、ページ数については、史料編が各巻300ページ程度、通史編が各巻600ページ程度を考えております。

4号、部数については、各巻500部を考えております。

5号、刷色は、表裏4色のフルカラーとします。

次は、5編さん組織です。3ページをご覧ください。

編さんするために必要な組織について、1号から5号で謳っております。先程

の資料3の説明と重複いたしますので、1号の指宿市史編さん委員会から3号の編集専門部会は、説明を割愛させていただきます。

4号、市史編さん室です。総務部総務課に設置する。市史編さん事業に関する事務全般を所掌する。としております。事務所は、指宿図書館の2階にあります。

5号、市史編さん連絡会です。市史編さん事業は、市役所全体の協力が必要となります。そのようなことから、現代編を主とし、庁内資料の提供や協力などを行う市役所職員各課担当で構成するグループの設置を検討する。としております。

次に、6頒布方法です。ここでは、完成した市史の頒布方法について1号から3号を設け記載しております。

1号、市史の販売を行う。価格設定は市民が購入しやすいものとする。

2号、当該事業関係者には、基準を設けて寄贈する。

3号、製本に併せデータ版も同時に作成し、市ホームページ上において公開することを検討する。としております。

次に、7付帯事業です。

1号、市史編さん状況の公開や編集委員による講演会など、市史編さん事業の成果を広く市民に還元できるよう、情報発信を行う。

2号、収集した史資料のデジタル化やその保存方法、活用方法について検討する。としており、この2点を付帯事業として実施に向け、今後検討を進めたいと考えております。

4ページをご覧ください。

最後に、8その他といたしまして、この基本方針は、史資料収集や調査状況、研究内容等の進捗状況等により、適宜見直すものとする。としており、見直しが必要になった際には、編さん委員会で協議し、見直すことといたします。

以上で、説明を終わります。

(議長（委員長）)

ただいま、指宿市史の編さん基本方針について、事務局から説明がありました。が、それぞれのご意見や、ご質問等があれば、よろしくお願いします。

(松下委員)

1 ページ目の(1)、周辺地域の歴史を明らかにするとある。この1行は、非常に大事だと思う。特に、中世史をする場合には、この付近は潁娃ですから、潁娃の市史情報など、その辺まで目配りをしなければ、ほとんど指宿の歴史は分からない。だけど、これまでも、旧指宿市誌には、それらのことはほとんど記述されていない。今日の水準からすると、やはり潁娃への目配りというのは外せないと思う。

次に、(2)にある市民協働の事業だというのだが、何が市民協働の事業なのか。ここを相当議論しなければ、ただ書いているだけでは話にならない。ややもすると、書いていれば、もうやっているつもりになる。行政は。

私が山川町史を作る時、どうやったら町民と共に、郷土史づくりを運動としてできるかということを非常に考えた。例えば、町の広報紙は毎月、町史編さん係便りというのを書いて、資料を皆さんに提供し、町史編さんではこんな仕事がこのように進んでいる、こんな面白いエピソードが見つかった、というようなことを積極的に毎月書いた。これは、毎月書くことが大事で、例えば4月頃、資料を探しています、皆さん持っていませんかと書いて、今度は8月頃、思い出したように、何か記事を書く、そのようなことでは運動にならない。

私は、50回、60回と連載をしましたが、広報紙の意味というのは、連載することによって市民の注意を引きつけることができる。時々、年に2、3回書いても効果がないと私は思う。市民も一緒にやっているという雰囲気盛り上げる、これが市民協働の形だと思う。ぜひ4月号辺りからは、広報いぶすきに半ページでもいいので、そのようなものを確保できればいいと思う。

次のページ、事業の方針、2行目に正史と位置付ける。これは当たり前のことであるが、正史として位置付けられない色々な伝説、物語というのが、指宿、山川にはたくさんある。そのようなものを、例えば、いくつか正史の間に、枠組みをして、おもしろく紹介をするといったようなことにも工夫が必要なのではないか。正史がただ並んでいても誰も読まない。

次に、発行部数がなぜ５００部なのか。山川町史は１，０００部作った。発刊をしたその日に全部売った，１冊も残っていない。これは戦略が必要であるが，天下の指宿市が５００部で足るのか，そんな消極的な姿勢では３００部も売れないと思う，私はそう考える。指宿市は，日本に冠たる指宿市である。５００部とかでは笑われる。そして，通史編６００ページと書いてある。開聞町郷土誌が１，２００ページ，山川町史が１，１００ページである。予算の問題でもあるが，視聴覚を使ったフルカラーは良いにしても，いかにも５００部は消極的である，私はこのような印象である。皆さんはどのように思われるかわかりませんが，個人で本を出す場合でも１，０００冊，２０００冊は出すわけですから，市が作るのに５００部はないと思う，以上です。

（議長（委員長））

今の松下委員からのご意見は，基本方針案を見ながらのそれぞれの思いをお話をされたものと思います。方針を少し変えねばならないといううことではなく，周辺の歴史，市民協働，正史以外の部分，部数の問題，それぞれに対して取り組んでほしい思いをお話をされたものと思います。

先ほど事務局からもありましたが，来年度４月からスタッフを増やして，色々と議論をしながら考えを進めていくことができると私は思っていますので，今出された指摘事項については，それぞれ正面から受け止めてもらい，次回までの間に事務局として議論を深めておいていただきたいと当席からもお願いをしておきます。

（議長（委員長））

今のご意見，又は他のことでも何かございませんでしょうか。

（永山委員）

指宿市の市史編さん事業は非常に時宜を得たものだと思う。なぜかというところ，この３月で指宿市の文化財保存活用地域計画が一応できており，それも文化庁に出さなければいけないのですけれども，その中で指宿市の文化財のリスト，一覧

というものができた。これが全てではないですから、先ほど、話がありましたように、諸々の機会を通じて更に増強していく必要があると思う。この保存活用地域計画というものを具体的にしていくという事業も、まさに市史編さんに含まれているのだろうと考えている。

文化財保存活用地域計画の中では、例えば、言葉の問題、表現の問題、これは文化財保存活用地域計画の会や、文化財保護審議会の中でも出た話なんですが、例えば、開聞支所にいると、来庁者がどこの集落の人かということが話をする中で分かる。このようなケースは、あまり自治体史に載ることのない話である。それをどうやって、学問的に裏付けていくのかということは、私も聞いたことがないですが、これからその作業等も必要になってくると思います。まだまだ掘り起こすべき材料というものがたくさんあるんだろうと、そのようなことを取り組んでいくことが市史の事業ではないかと考えております。

一方で、最初の段階でこういう話は余り適当ではないのかもしれませんが、来年度から宮崎市史が始まります。宮崎市は15年計画です。ということで、指宿市は5年ということになると、かなり活動には制約が出てくるだろうという気がしています。

最初の議論の中で松下先生がおっしゃった、専門的なものにするか、あるいは読みもの的なものにするかというようなことを、1年もかけて検討すると、残りは3年になってしまう。最後の1年は原稿整理と構成、その他にかかってしまいますので、実質4年の中で調査をスタートさせ、成果を上げるまでにどれぐらいの期間をとれるのか、一方で、その方針が決まらないと、執筆をお願いできません。指宿市は、対外関係の窓口にもなっており、ここ20年ぐらいで対外関係の研究も深まってきてます。なかなか面白い成果が期待できるのではないかと思います。西之表市史の中世は、ほとんど全国レベルの先生が入ってます。そういう先生達を中心になって書いてるのは、種子島の研究がすごく進んでるからということになるんですが、指宿もそのぐらいの重要度があると思っておりますので、どういう先生にお願いするかということも含めて、基本的な方針はなるべく早めに決めないと後々スケジュール的に難しくなるのではないかという気がしています。

また、部数の問題については、たくさん刷るに越したことはないと思うのですが、ほぼ同時にPDFも公開するという自治体も最近はあります。

大村市史は、出版して1、2年後にはPDFをホームページで全部見れるという状態になりました。売れたのか心配になるくらい早い段階でPDFを公開するところもありますし、売れたら公開するというところもあります。

部数の問題というのは、まさに必要経費の問題とか、諸々の総合的な判断が必要になると思いますが、最終的には、かつての開聞町郷土誌、山川町史、指宿市誌もPDFで公開する必要があるのかなと思います。

鹿児島市は、全て鹿児島市のホームページで見ることができるようになっております。その辺りのことについても将来的にどうするか考える必要があります。

実は、宮崎県史に二十数年前に関わっていたんですが、ようやく電子化、公開するという話になって、去年の暮れに同意文書が来ました。そしたらタッチの差でお亡くなりになった方もいらっしゃって、その部分がどうなるかという問題があったそうですので、最初の段階でPDF化してオープンにすることまで含めて検討し、執筆者に同意していただくということも必要なのではないかなと思うところです。

（議長（委員長））

基本計画については、時間を大切に、少しスピード感をもって決めましょうということと、もう一つは販売・印刷、情報の公開についても、前もってそういった方向を定めた上で、識者にもそういうことを伝え進めていかなければならない、ここが中心だと思いますので、そこについてきちんと記録しておいてください。

（松下委員）

数十年するとまた市史を作らなければいけない。市史の編さんに若い頃関わったということは大きな財産になる。職員を補充をするということは、とても意義のあること、将来の指宿市史を作る場合の大きな助け人になるだろうと思う。新しく職員が決まったら、その職員達は、三つの町史、市誌を直ちに読み込みを始め、一体何が指宿の、例えば、農業であれ、あるいは地政学であれ、何が問題で

あるのか猛烈に勉強してほしい。先ほど言ったように、指宿、山川、開聞で3,000ページを超えるわけですから、私が町史を作るときには強烈にそれを読み、全部総ざらいした。やはりそれぐらいの勉強量が、職員には課せられるんだということが大事なのではないかと思う。

(議長(委員長))

4月に配属される職員への期待を述べられたのだと思います。上村君も含めしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

図書館の方も協力をよろしくお願いいたします。

(議長(委員長))

それでは、この件につきまして、方針としては、今出されました意見も踏まえながら、編さんを進めることとしてご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

(議長(委員長))

はい、それではそのようにさせていただきたいと思います。

(議長(委員長))

それでは議題3の刊行計画について、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局 上村)

それでは、指宿市史刊行計画案について、ご説明いたします。

先程の基本方針の刊行計画のところにもありましたが、今回の市史編さんでは、通史編と史料編の2編構成としております。

史料編につきましては、A4版、300ページ程度のものを3巻、通史編につきましては、A4版600ページ程度のものを2巻、通史編、史料編ともに上製本で500冊、フルカラーを考えております。

次に、下の表が刊行計画になりますが、立ての軸が業務内容になり、作成する刊行物になります。

横の軸が時間の流れになっております。

来年度から調査、原稿執筆に入っていく、令和8年度に史料編の①を、令和9年度に史料編の②と③を、最終年度の令和10年度に通史編の①と②を刊行し、事業を終了する計画であります。

執筆される先生方には負担の大きいタイトなスケジュールになっておりますが、今の時点においては、このような計画で事業を進めてまいりたいと考えております。以上で、説明を終わります。

(議長 (委員長))

それでは、刊行計画について、事務局の説明に対し、ご質問ありませんか。

(松下委員)

史料編3巻ということですが、1巻、2巻、3巻どんなことを考えているか。

(事務局 上村)

中身につきましてはこれから決めていくことになりますが、先ほど永山先生からもありましたように、文化財保存活用地域計画の策定の中で悉皆調査をされております。そこで2,000点を超える文化財が出てるといようなことも聞いております。その他、材料としては、地形のことであつたり、観光のことであつたり、色々指宿市は材料が多いと思いますので、そこについてこれから検討し、次回の委員会では、このようなことを史料編として出したいという考えをお示したいと考えているところでございます。

(松下委員)

3巻で終わらない可能性というのものもあるのか。

(事務局 上村)

事務局としては、事業費、事業期間のこともございますので、現段階においては3巻で考えており、その3巻の中に色々な材料からピックアップして掲載し、掲載しきれないものについては、別に資料として残せる形は取れないかを検討することとし、本という形にするのは、3巻と考えております。

(議長(委員長))

多少のページ数の増減はあるということでもいいですか。必ず300ページで作成しなければならないということでもないんですよね。

(事務局 上村)

ページが増えると自ずと執筆料等も増え、事業費が増えていきますので、ある程度上限を決めた上で、何を載せるかというのを、厳選し載せていこうと思います。また、どうしても載せたかったけれども載せきれなかったものについては、本にはしないまでも、資料として別に残せる形がないか検討し、別にまとめて後世に引き継ぐような形ができればと考えているところです。

(議長(委員長))

このページ数は、現時点での設定としておき、トータルのページ数の中で増減の可能性があるということで、考えておいていいですよ。

(事務局 上村)

はい。

(議長(委員長))

ここについては、今後、事務局スタッフも増え、検討し、より精度を上げていき、次回開催までには、たたき台をできる限り作り上げ、議題とすることができるとのことですよね。

(事務局 上村)

はい。

(議長 (委員長))

他にありませんか。

(松下委員)

この中で気になるのは、例えば通史編が先史から近世、次が近代から現代となっておりますが、明治、大正というのは、この範疇の中ではどこに入りますか。

(事務局 上村)

この中で言いますと近代になろうかと思います。

(松下委員)

ここは、相当売れるんじゃないかと思います。だから、通史編が2巻で終わるのか。つまり、明治以降、戦前期までの資料というのは、例えば三つの町史、市誌を見ても相当ある。そうすると、通史編が2巻でまとめることができるのか少し心配いたします。

(議長 (市長))

これから具体的に進めていく中で、この辺りのことについては、予算との関係もあると思いますので、そこも考えながら進めてほしいと思います。

(議長 (委員長))

他にありませんか。

(無しの声あり)

(議長(委員長))

それでは、説明をいただきました事務局案の刊行計画で進めていくということでご異議ありませんか。

(無しの声あり)

(議長(委員長))

それでは、刊行計画の基本形はこれで進めるということでお願いいたします。

(議長(委員長))

これをもちまして、議長の任を解かせていただきたいと思います。私の方から、このようなものについては、読んでいただいて価値があるものですから、読んでいただけないものに、いくら力を注いでも余り意味がないと思います。

本棚の飾りになっているだけでは、せっかく頑張って書いた方々、準備をした方々の思いを無駄にすることにもなりますので、ぜひ、基本方針の一つにできる限りどうやったら読んでくれるのか、読ませることができるのかということを常に念頭に置いて取り組んでほしいと思います。

先日、総務課長と勉強会に出席した時、広報の在り方について、ある町の議会便りについてをテーマにしたものがありました。どれぐらいの人が読んでくれていると思うか、ということを実際に出している議員の皆さんに尋ねたら、最低3割くらい読んでくれているのではないかとということで、実際に調査をした。そして、実際に読んでいる人は概ね3%、つまり97%の人は読んでいない、こういう結果があったとのことで、自分に関係あることが出ていけば、ちらっと読むが、基本的にいつも読む人は3%しかいない。それぐらい実際は、出している人の実感と読んでる人の差があるということで、ここはやはり、工夫のしどころ。

同じようにこの市史編さん業務も最終的にほとんどの人が読んでくれることが1番であると思う。

長い歴史に耐えて、時代が変わる中で皆さんが読んでくれるようにするためには、どうすればいいかということは、とても大切なことなので、そのことについては本当に心を配ってほしいということを私からも申し上げ、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

4 連絡事項

(事務局 上村)

それでは、会議次第4、連絡事項になります。事務局から、ご連絡させていただきます。2点、ご連絡させていただきます。

まず1点目ですが、事務局では、今後、この会議の内容や資料、編さんの進捗状況、編さん委員のご紹介など、市ホームページ上で公開し、広く市史編さんの状況を周知したいと考えておりますので、ご了承願いたいと思います。

次に2点目でございますが、本会議は年2回の開催を予定しております。次回開催については、令和6年7月頃を考えております。日程が決まりましたらご連絡させていただきます。

また、それまでの間に、委員の皆様方から、このようなことについて委員会で審議したらいいのでは、このようなことをぜひ市史に掲載した方がいいなど、ご意見やご要望がございましたら、随時、市史編さん室までご連絡いただければ、大変ありがたいと考えております。よろしくお願いいたします。

連絡先につきましては、資料1の委員会名簿に市史編さん室の電話番号、メールアドレスを記載してありますので、そちらの方まで、よろしくお願いいたします。

5 閉会

(事務局 上村)

それでは、以上をもちまして、第1回指宿市史編さん委員会を終了いたします。ありがとうございました。